

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

◎食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

(1) 支給対象者	①児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） ②①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（*）（その他低所得の子育て世帯） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））
(2) 給付額	児童一人あたり一律5万円
(3) 費用	全額国庫負担（10／10） ※実施に係る事務費についても全額国庫負担
(4) 予算額	約1億6千万円
(5) スケジュール	①低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者 【令和5年5月末支給予定】 ②その他低所得の子育て世帯 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯 【令和5年5月末支給予定】 ③直近で収入が減収した世帯 【申請月の翌月末支給予定】